

令和2年4月10日

生徒及び保護者の皆様へ

徳島県立徳島中央高等学校長

「緊急事態宣言」を踏まえた学校の臨時休業中の留意点について

1 臨時休業の期間について

令和2年4月11日（土）から令和2年5月6日（水）まで  
（国の緊急事態宣言が解除された場合は短縮を検討）

2 学校との連絡体制について

- 週2回、担任（副担任）から電話連絡をします。
- 学校ホームページ上で情報発信します。

3 臨時休業中の学習について

- 各教科の課題（4月10日（金）配布）に、計画的に取り組んでください。
- 文部科学省「子供の学び応援サイト」などを積極的に活用してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

4 臨時休業中の生活について

- 毎日、朝と夜に体温を測り、「健康観察表」に記録してください。
- 「手洗い」「手指消毒」「咳エチケット（マスク着用）」を徹底してください。
- 3つの密への外出は、絶対にしないでください。  
（換気の悪い「密閉」空間・多数が集まる「密集」空間・間近で会話する「密接」空間）
- 県外への移動は自粛してください。
- 適度な運動、バランスのとれた食事、十分な睡眠をとり、体調を整えてください。
- ゲーム、SNSなどスマートフォンの長時間利用や不適切な使用はやめましょう。
- 不安なことや相談したいことがある場合は、学校に連絡してください。
- 風邪のような症状がある場合は、自宅で十分休養してください。
- 37.5度以上の発熱が4日以上続く場合などは下記のところに相談してください。

一般電話相談窓口 0120-109-410（フリーダイヤル）

帰国者・接触者相談センター

徳島保健所 088-602-8907

吉野川保健所 0883-36-9018

阿南保健所 0884-28-9874

- 新型コロナウイルス感染症またはその濃厚接触者と特定された時は、必ず学校に報告してください。